平成２７年（フ）第２５２号
大阪府羽曳野市西浦６丁目３番16号
債務者　小川　喜彦
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
堺市中区深井中町311番地４　１棟308号
債務者　濱　真紀子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
堺市堺区大町西３丁１番１号　大町Ａ２棟２階32号室、住民票上及び申立時の住所堺市堺区甲斐町東４丁１番４号シティコーポグリーン303号
債務者　中村　友子（旧姓小路口）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
堺市南区城山台２丁１番３―505号
債務者　池元　佳代
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
北海道岩見沢市６条東12丁目60番地　コーポ太陽ハウス102
債務者　安田　愛子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第６４号
北海道帯広市公園東町２丁目２番地　公園東町団地２号棟411号室
債務者　水川　愛美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
盛岡市永井18地割126番地３　グリーンハイツ・イセ101号、旧住所岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森111番地１　レオネクストばーきんぐ202号
債務者　佐野　和美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１２９号
盛岡市大新町６番10号
債務者　谷地真由美
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２２１号
茨城県石岡市東光台３丁目２番６―202号メゾン・ド・バーム、前住所茨城県石岡市石岡14020番地45
債務者　**廣**澤　重美
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５２号
茨城県石岡市三村1792番地
債務者　根本　　満
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
新潟県上越市三和区井ノ口1222番地
債務者　柏川　忠雄
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１３号
新潟県上越市三和区井ノ口1222番地
債務者　柏川　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１４号
新潟県上越市三和区井ノ口1222番地
債務者　柏川　ツル
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１９号
新潟県上越市南城町１丁目１番１号
債務者　森　　裕哉
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２０号
新潟県妙高市大字赤倉585番地86　赤倉温泉ホテル秀山七つの扉内、住民票上の住所新潟県上越市清里区赤池533番地
債務者　横山　善則
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３８３号
名古屋市西区赤城町12番地アストリー赤城５Ｅ号
債務者　岩松　稲見
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７号
愛知県犬山市松本町３丁目37番地　コーポアオヤマ203
債務者　福田サヨ子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部